

様式第二号の八 (第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 6 月 12 日

香川県知事 殿

提出者

住 所 香川県観音寺市観音寺町1087番地24

氏 名 常磐建設株式会社

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

代表取締役 井元 高志

電話番号 (0875) - 25 - 4778

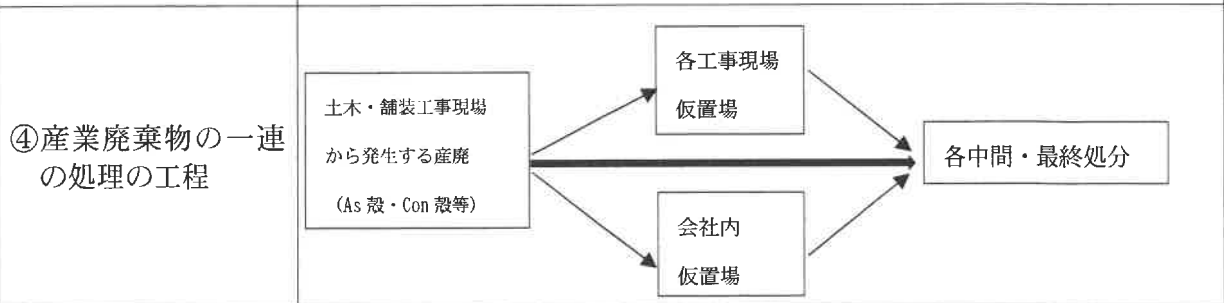


廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	常磐建設株式会社
事業場の所在地	香川県観音寺市観音寺町甲1087-24
計画期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

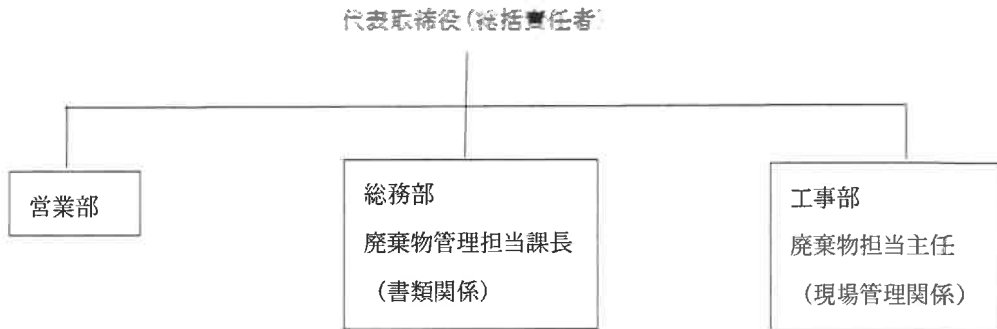
① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	年間工事額 約 6億2700万 円
③ 従業員数	20名



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	汚泥	廃プラスチック類	混合(管理型含む)
	排出	2528.09t	5.09		1.1	64
	(これまでに実施した取組) 各工事において、産業廃棄物の発生量が低減可能な施工方法を積極的に提案し、排出量の抑制に努めた。					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	汚泥	廃プラスチック類	混合(管理型含む)
	排出	2250	0.3	1	1	62
	(今後実施する予定の取組) 産業廃棄物を抑制する工法を考案し、積極的に営業活動をし、新しい工法を採用して頂くことにより、産業廃棄物量を抑制する。					

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 発生した産業廃棄物は再資源化施設で処理することを原則とし、的確に分別し再資源化施設へ搬入している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 処理業者と委託契約を結ぶにあたっての事前の現地確認(処理状況・維持管理状況・周辺状況)をする。適正に処理し循環型社会の構築に寄与する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設汚泥
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量		
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設汚泥
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量		
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設汚泥
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項						
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	がれき類			建設汚泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量					
	(これまでに実施した取組)					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき類			建設汚泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量					
	(今後実施する予定の取組)					
産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	汚泥	廃プラスチック類	混合 (管理型含む)
	全処理委託量	2528.09	5.09		1.1	64
	優良認定処理業者への処理委託量		5.09			
	再生利用業者への処理委託量	2528.09			1.1	64
	認定熱回収業者への処理委託量					
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量					
	(これまでに実施した取組)					
<p>関連する法令、その他の規則を遵守し、行政の環境対策に協力した。 又、発生した産業廃棄物が適正に処理されるかを管理した。</p>						

(第5面)

②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	汚泥	廃プラスチック類	混合 (管理型含む)
	全処理委託量	2250	0.3	1	1	62
	優良認定処理業者への 処理委託量		0.3			
	再生利用業者への 処理委託量	2250		1	1	62
	認定熱回収業者への 処理委託量					
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量					
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>産業廃棄物を適正処理するため、関連する法令、その他の規則を理解し、行政の環境施設に協力する。 処理業者の処理状況、稼働状況等を定期的を確認し、処理工程における適正を促進する。 関連会社等へも適正な指導を行う。</p>						
※事務処理欄						

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。